

第12回世田谷区農業委員会総会

日：令和3年7月26日（月）

場所：区役所第2庁舎第5委員会室

第12回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和3年7月26日（月）午後3時から

開催場所：区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、橋本正志、野島秀雄、大塚信美、石井朝康、加々美栄一、岩本敏行、石井勝、三田浩司、細井誠一、海老澤健、宮川喜久、苅部嘉也、鈴木利彰、植松智、本澤絢子、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、主事 関智秋

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当なし】
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
5. 協議事項
 - (1) 東京都市計画生産緑地地区の変更について（照会）
 - (2) 特定生産緑地の指定に係る肥培管理について（照会）
 - (3) 令和3年9月の総会日程（案）について
 - (4) 東京都農業会議『第41回農業後継者顕彰』候補者の推薦について
6. 報告事項
 - (1) 令和3年農家基本調査の実施について
 - (2) ふれあい農園「ブドウもぎとり」「リンゴ・ナシもぎとり」
「プルーンつみとり」「栗ひろい」の開催について
 - (3) 令和3年度「農作業体験塾（秋）」の実施について
 - (4) 東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見（案）について
 - (5) 都内産農産物等の放射能検査について
7. その他
 - (1) 議席替えについて
 - (2) 農業委員会親睦会会計報告及び会費等徴収について
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、委員の皆様がおそろいになりましたので、ただいまより第12回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

それではまず、配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長

(会長挨拶)

では、今日は、審議事項が14議案、そして、協議事項、報告事項、その他を含めまして11項目ございますので、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、よろしくお願い申し上げます。それでは、始めていただきますが、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日は全員出席いただきましたので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、大塚信美委員、石井朝康委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。本日は、特例として次第5の協議事項、(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について(照会)及び(2)都市計画課肥培管理についてから協議に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 本日は関係人といたしまして、世田谷区で都市計画を担当している都市整備政策部都市計画課の職員が出席しておりますので、紹介させていただきます。

都市計画担当の柿澤係長です。

○柿澤係長 柿澤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく、真田主任です。

○真田主任 真田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 本日は、協議事項でございますお手元の資料No.4、東京都市計画生産緑地地区の変更について(照会)の件、及び、資料No.5、都市計画課肥培管理について(照会)に関しまして、農業委員の皆様にご報告がございまして、担当職員が出席しております。

議事の順序を変更することをお許しいただき、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様の同意をお願いいた

します。

○宍戸会長 今、事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員 2 名の発言に同意をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 異議なしとのことですので、発言を許可いたします。

それでは、都市計画課より、協議事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について及び(2)(仮)都市計画課肥培管理についての説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○柿澤係長 都市計画課の柿澤でございます。出席と発言をお許しいただきまして、ありがとうございます。

日頃より、世田谷区の都市づくり、まちづくりにご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。本来であれば都市計画課長の堂下が説明するところではございますが、所用により私から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

説明内容は、今年度の生産緑地地区の都市計画変更の内容となります。追加予定区域の現地調査につきましては、農業委員の皆様にご協力いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。お忙しい中、ありがとうございました。

それでは、資料No.4に基づきまして説明をさせていただきます。お手元の資料、2 ページをご覧ください。

1 の種類及び面積でございます。区内の東京都市計画生産緑地地区は、今年度の都市計画変更によりまして、492件から3件減少し、489件となります。総面積は、約83.87haから約0.03ha増えまして、約83.90haとなります。

ページをおめくりいただきまして、7 ページになります。今年度の変更箇所図でございます。▲の記号が削除、●の記号が追加地区を示しております。縮尺が小さくて申し訳ございません。

それでは、変更内容についてご説明いたします。3 ページにお戻り下さい。生産緑地地区の面積は、都市計画上は10㎡単位で取り扱うため、面積の列の一番上には約と㎡を記載しております。以下、約、㎡は省略させていただいております。第2の表です。削除のみを行う地区の位置や削除面積を記載しております。一番下には削除の合計面積を記載しております。箇所数は9件、合計面積は約7500㎡でございます。削除理由といたしましては、令和2年度の1年間に主たる従事者の方がお亡くなりになられたこと等による行為制限解

除がなされたものでございます。

次に、追加のみを行う地区について、4ページの第3の表をご覧ください。追加件数は16件、合計面積は約6010㎡でございます。

それでは、追加のみを行う16件の内、主立ったものについてご説明いたします。追加の種類としては、既存の生産緑地地区に一部追加するものが14件、新規追加が2件となります。

1件目から説明します。〇〇の地区でございます。資料9ページ、計画図の中央下に幾つか載っています。21ページ中央の現地写真と併せてご覧ください。〇〇保育園の南西に位置する約1440㎡の既存の生産緑地地区の南側に約200㎡の区域を追加するものでございます。主な作物としては、緑肥として申請したものでございます。

2件目、〇〇の地区でございます。資料9ページ、計画図、中央、21ページ下の現地写真と併せてご覧ください。こちらも〇〇保育園の西側に位置する約1670㎡の既存の生産緑地地区に約890㎡の区域を追加するものでございます。

3件目は、〇〇の地区でございます。資料15ページの計画図、中央下です。22ページ下の写真と併せてご覧ください。こちらは、〇〇小学校南西に位置します約690㎡の既存の生産緑地地区に約100㎡の区域を追加するものでございます。こちらはレモンが栽培されております。この場所につきましては、一団性要件の緩和により、同一街区にある一団の農地として区域を定めることが可能になったことから指定するものでございます。

4件目、〇〇の地区でございます。資料16ページ、計画図、中央上です。23ページの上の現地写真と併せてご覧ください。そちらにつきましては、〇〇地区会館の西側に隣接する約2570㎡の既存の生産緑地地区に約220㎡の区域を追加するものでございます。こちらはトウモロコシが栽培されております。こちらの場所につきましても、一団性要件の緩和により、隣接街区にある一団の農地等として区域を定めることが可能になったことから指定するものでございます。

5件目になります。〇〇の地区でございます。資料13ページ、計画図、中央左下、24ページの上の写真と併せてご覧ください。こちらは、〇〇公園の南西側に位置します約730㎡の既存の生産緑地地区に約800㎡の区域を追加するものでございます。

最後に、6件目です。〇〇の地区でございます。資料15ページ、計画図、右下です。25ページの中段の写真と併せてご覧ください。こちらは、〇〇小学校南東側約230mに位置する約1410㎡の既存の生産緑地地区に約130㎡の区域を追加するものでございます。こちらの場

所につきましても、355番の生産緑地と同様、一団性要件の緩和により、同一区域内にある一団の農地として区域を定めることが可能となったことから指定するものでございます。

今回、追加する農地につきましては、平成29年10月の条例制定に伴いまして、面積要件の引下げによる300から500㎡で新たに生産緑地地区となったケースは、今年度はありませんでしたが、小規模でも身近な農地を保全するための一団性要件の緩和による追加が3件ありました。また、既存の生産緑地を一部削除したことによる道連れ解除となった生産緑地はございませんでした。

都市計画変更の追加区域についての説明は以上になります。

最後に、2ページにお戻り下さい。4の今後の予定でございます。令和3年8月30日に世田谷区都市計画審議会へ報告した後、都市計画案の公告を予定してございます。その後、都市計画審議会の諮問を経て、10月下旬に都市計画の決定、告示を予定してございます。

参考までに、最終ページに今年度の都市計画変更の流れを添付しておりますので、後でご覧いただければ幸いです。

生産緑地地区の説明は以上でございます。

○穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○柿澤係長 では、続きまして、特定生産緑地候補地区の肥培管理、意見照会についてのお願いでございます。資料No.5をご覧ください。

特定生産緑地の指定に係る生産緑地の肥培管理については、世田谷区特定生産緑地指定手続事務取扱要領第10条において、都からの照会分により農業委員会様への意見を求めることとしております。資料の2ページ以降に特定生産緑地候補地区一覧を添付してございます。こちらが、今年度、特定生産緑地として新たに指定、公示を予定しております生産緑地地区の一覧となっております。つきましては、都市計画決定権者としての最終判断をするに当たりまして、肥培管理の判断を農業委員会様をお願いしたく、どうぞよろしくお願いいたします。

添付されております第7号様式の取扱いなんですけれども、都市計画審議会に出す資料と同一のものになりますので、現時点では取扱い注意とさせていただければありがたいと思います。

参考に、回答書につきましては、最終ページに第8号様式について回答をまとめさせて

いただきたいと思いをします。

参考の情報としまして、令和2年度受付までの特定生産緑地の状況なんですけれども、平成4年の全体地区数としては402件の約66haございました。令和元年と令和2年の合計といたしまして、約311件申請がありまして、全体の約74%が申請されてきたということで、もう今年4月から受付、最終回が始まっておりますけれども、12月まで受付をさせていただいております。残る26%は、近い形として農業者の皆様から申請が出てくることをお願いしたいなと思っているところでございます。参考の情報として提供させていただきました。

以上になります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

○事務局 事務局から少し補足させて下さい。

昨年7月の委員会でも、やはり資料No.5のような形で都市計画課から農業委員会に照会という形でいただいております、この段階で肥培管理がいわゆるバツの状態の農地が4か所ございまして、そこの担当者、あと会長と職務代理にお集まりいただきまして、7月の臨時総会で検討いたしました。その結果、4件の内3件はペンディングという答えで回答をいたしております、その3件に関しましては、その後、指導を行っております、現状を見る限りはよくなっている、特定に移行しても問題ないのではないかなというレベルまで来ております。

今回いただきました資料No.5の一覧と、皆様に昨年行っていました農地パトロールの結果表と照合しましたところ、バツ印のついた農地が1件、ただ、この農地に関しましては、その後改善されております。三角印のついた農地が6件ございます。細井委員、大塚委員、三田委員、宮川委員、宮川委員、石井勝委員のところは該当しております。私どもも知っているところが幾つかあるんですけれども、今回ペンディングするほどの状態ではない、営農活動は最低でもされているというのを確認しております。〇〇はちょっと気になっていたもので、今日、見に行ってきたんですけれども、しっかり営農活動はされておりますが、正直、もう少し下草を刈った方がいいなという思いはあります。

○宮川委員 そうなんです。そこなんです。おっしゃるとおりです。

○事務局 そうですね。頂いたリストの中で、今回、待ったをかけるようなところは、事務局としては特にないのではないかなと思っておりますが、それを皆様にご審議をいた

できればなと思っております。

柿澤係長、回答は、また別途文書で回答するという事でよろしいんですね。

○柿澤係長 そうですね。よろしくお願いします。

○事務局 そうしますと、会長、今この場で今年は肥培管理は問題ないという答えで……。

○宍戸会長 東京都の農業委員の方でも、今、いろいろと問題を解決しながら、特定生産緑地に乗っていただいているんですが、先々、やっぱり原状を回復したままの状態でない、と、税務署からいろいろと異議が出ちゃう場合になったときには、農業委員会にも責任があるというような話がちょっと出ていました。皆様が農地パトロールした節には強く言っていただいて、もし問題になったら、農地をお持ちの方はやっぱり影響が出てくる訳なので、そういうところは詳しく説明していただいて、原状を回復した状態で維持していただくをお願いしていただいたらいいと思いますので、その旨は、また皆様方にもよろしくお願いたします。

○事務局 分かりました。では、皆様、もし今回これで気になるところがありましたら、個別に事務局におっしゃっていただければ、場合によっては一緒に指導にも参りますし、改善を少し申し入れるというやり方をしていけたらなと考えております。

○宮川委員 1つ、よろしいですか。申し訳ありません、私は厳しいんです。人によって見方というか、厳しさが違うと思うんです。だから、そこを一概に線引きというのはなかなか難しいと思うんです。全員が見て、これは明らかにというのなら分かるんですけども、私はこれぐらいの草でも駄目だという解釈の者ですので、そういう点はいかが取り計ったらよろしいんでしょうか。

○宍戸会長 果樹園だと、少し草があってもある程度刈っておけば許可が出るような形に今なっているんです。許可を今受けているのは、そういう部分は草があっても考慮されている訳ですね。

○事務局 果樹園の下草に関しては、ものによるんですけども、今、皆さん、地面の温度をあまり上げないために、あえて下草を刈らないというやり方もあると聞いておりますので、それはやはりありなのかなと思っております。

○宍戸会長 農業委員さんの回っているところでは、いろいろな疑問とかがこれから出てくるとは思いますが、ぜひ世田谷区の関係者と協議して、その畑に応じてここまではやってほしいよというものを事務局と一緒に把握しながら出していったら、一番いいと思います。その畑、畑によってちょっと違って来る部分もありますので、それは事務局から、各農業

委員さんから疑問的なものがありましたら、ぜひ協議してもらって、私たちにも説明をいただきながら方向性を決めていきたいと思っておりますので、それでどうでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、そのような形でお願いいたしたいと思っております。

○事務局 来月から、また農地パトロールもございますので、皆様と一緒に事務局も必要によって立ち会いながら進めていけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 梅雨の時期はかなり雨が多くて、多分、皆様方も草が結構伸びたと思っておりますけれども、そういうときもありますから、一概にこれじゃだめとは言わないで、早めに処理をして下さいぐらいで済ませないといけないとは思いますが、そういうところはうまく皆さんで相談しながらいきましょう。

では、ほかにご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ないようですので、都市計画課職員の皆様、ご苦労さまです。ありがとうございました。

〔都市計画課職員 退室〕

○宍戸会長 続きまして、次第4の議案の審議に入ります。

本日は、(1)の第1号議案はございません。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が6件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、第2号議案、今月は第4条はございません。農地法第5条に基づく転用届出についてからとなります。専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

お手元の資料No.1-1をご覧ください。

受付番号3-5-6。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.1-2に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-7。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 1-3に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-8。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 1-4に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-9。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 1-5に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-10。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 1-6に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号3-5-11。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

第2号議案につきましては以上でございます。

○宍戸会長 第2号議案をご説明させていただきましたが、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 No. 1-5ですけれども、面積が87㎡ですよ。数字は、ちょっとはつきりしません。最低敷地面積があるんじゃないかと思うんです。譲受人の方の隣地であるならば、それに足すというのは分かるんですが、この面積で譲り受ける、それで住宅ということなのかな、多分、事務局でもうちょっと説明の中身があると思うんですが、教えてください。

○事務局 幾つか筆のある中で、1つだけの筆が畑のまま残っております。それを譲受人に渡す際に5条の届出が必要になりますので、このような小さな面積で出ることもございます。今年度、1回、1.何㎡というのが出た記憶もあるんですけども、理由としてはそういう理由になります。

○真鍋委員 専決事項で報告のみであっても、そういう説明も足してくれば、こういう質問をしなくても済むので、お願いします。

○事務局 分かりました。そうさせていただきます。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、第2号議案は終了いたします。

それでは、続きまして、(3)の第3号議案その他の事項について上程いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが7件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願については1件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議いたします。7件ございますので、順に審議いたします。それでは、1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 それでは、報告いたします。

7月20日火曜日、申請人である〇〇様立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

○宍戸会長 この件について調査されました志村秀典委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○志村委員 報告いたします。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 それでは、報告いたします。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方はお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員賛成いただきました。それでは証明書を発行することといたします。

次に、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員 7月16日、事務局2名と〇〇様立会いの下、調査に行ってまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員 報告いたします。

7月20日、事務局2名と相続人である〇〇さん立会いの下、現地を確認してまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

○宍戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 7月19日、事務局2名と〇〇さん立会いの下、現地を調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、7件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

○宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員 報告いたします。

7月16日、申請人であります〇〇さんの立会いの下、事務局2名とともに調査しました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議を終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員 7月16日、申請者であります〇〇さんは申請人ですが、ご高齢のために〇〇様が立ち会われました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)、(2)につきましては、冒頭、協議をいたしましたので、(3)の令和3年9月の総会日程(案)について審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.6、令和3年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

今回の総会開催日時につきましては、8月27日金曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室で開催されることが決定しております。9月の開催日時につきましては、9月29日水曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室での予定となっております。

ご協議のほど、お願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、開催日時については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、開催案のとおり決定いたします。

次に、(4)の東京都農業会議『第41回農業後継者顕彰』候補者の推薦についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.7、そしてもう1枚、当日配付させていただきましたNo.7-2をご覧ください。こちらは東京都農業会議『第41回農業後継者顕彰』候補者の推薦書となります。

それではまず、本件の概要について説明させていただきます。都市農業にとって農業後

継者の確保、育成が最重要課題となっており、企業的農業経営が各地域で確立され、発展し、認定農業者が増加している現在、地域農業の後継者は、その担い手として地域農業発展の推進力となっております。世田谷区農業委員会の都組織であります一般社団法人東京都農業会議において、その農業後継者がより一層の誇りを持って営農に精進し、地域農業の担い手となり得るように顕彰事業を行っているものでございます。

推薦基準といたしまして、年間農業収入が概ね500万円以上で、農業部門で利益が生じていること、候補者本人の年齢が39歳以下であること等が挙げられております。

各JAさんに協力をいただいております。推薦をいただき、それに基づいて、世田谷区農業委員会として、東京都農業会議に推薦を上げております。今回推薦のあった候補者につきましては、今後、書類選考、現地調査、審査会を経て、受賞者として決定され、来年2月17日に開催される第63回東京都農業委員会・農業者大会において表彰される予定でございます。

今回、各JA様にご協力いただいた中で、JA世田谷目黒管内から〇〇さん、JA千歳管内から〇〇さんのご推薦をいただいております。推薦内容等につきましては、資料でご確認をお願いしたいと思います。

また、企業的農業経営顕彰推薦者につきましては、現在、各JAの担当者に推薦のご協力をいただいているところでございまして、次回の農業委員会総会にて協議をさせていただく予定でおります。

以上、推薦につきまして協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件について、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 よろしいでしょうか。質問がないようですので、農業後継者顕彰事業の推薦書においては、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 ありがとうございます。それでは、この件については終了いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(5)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告事項の(1)令和3年農家基本調査の実施についてです。資料No.8をご覧ください。

まず、世田谷区農業委員会におきましては、毎年8月1日現在で区内の農業者の方々の状況を把握する農家基本調査を実施しております。利用目的につきましては、1ページ目の1、農家基本調査の主な利用目的にあります3点を主な目的としております。調査対象といたしましては、世田谷区内に在住し、経営農地面積が10a、1反以上ある農家、または生産緑地に指定されている農地を保有している農家が対象となっております。

その他の送付物につきましては、裏面上部の4、送付物の①から⑦までございます。②の調査票、こちらにつきましては、昨年提出いただいた内容をあらかじめプリントしております。変更や訂正がある場合に朱書きで訂正の上で提出いただく点につきましては、例年同様でございます。調査票の発送につきましては、今月中に区内在住農家さんへ発送できるよう準備を進めております。提出期限につきましては、約1か月の期間を持たせておりました、9月3日金曜日までに同封の返信用封筒にてご返送をお願いしております。なお、農家基本調査の結果につきましては、集計ができ次第、区農業委員会のホームページに統計として掲載予定でおります。

続きまして、資料No.9、ふれあい農園「ブドウもぎとり」「リンゴ・ナシもぎとり」「ブルーベリーもぎとり」「栗ひろい」の開催についてのご案内でございます。共に8月1日発行の「区のおしらせ せたがや」、区のホームページに掲載の予定でおります。内容については記載のとおりでございます。

続きまして、資料No.10に移らせていただきます。令和3年度「農作業体験塾（秋）」の開催についてのご案内でございます。こちらは、南烏山にあります高橋農園ほか3園にて開催されます。生産種別、開催日時、人数、参加費、対象、申込方法等につきましては、記載のとおりでございます。こちらもふれあい農園同様、8月1日号の「区のおしらせ」、区のホームページにて周知をさせていただきます。

続きまして、資料No.11、東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見（案）をご覧ください。これは、6、7月に行われました農業委員会広域連携会議で意見を聴取し、農業会議が取りまとめた都への要望書となります。内容につきましては、後程ご確認いただければと思います。

続きまして、資料No.12、都内産農畜産物等の放射性物質検査結果の報告でございます。今回は令和3年6月24日、7月1日付の検査結果の報告でございます。世田谷区においての調査はございません。参考程度にとどめていただければと思います。

事務局からの報告は以上になります。

○宍戸会長 ただいまご説明いたしました、質問等がありましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、この件は終了いたします。

以上で報告事項を終了いたします。

続きまして、次第7のその他事項に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それではまず、議席替えについてです。

農業委員会総会では、年1回、席次順を変更することが恒例となっております。今回もそれにのっとりまして、先程抽選を行わせていただきました。次回から新しい席でのご着席をお願いいたします。なお、席順を書いたものは、また、来月お配りしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、農業委員会親睦会会計報告及び会費等徴収についてでございます。資料No.14をご覧ください。

昨年8月に親睦会費2000円と全国農業新聞代金、ご希望の委員には公務災害共済保険金を頂戴いたしておりまして、この1年間、新聞と保険代及びその振込手数料以外の支出はございませんでしたので、こちらにつきましては、このままストックをさせていただきます。

なお、今年分、8月からになります、世田谷区農業委員会委員親睦会会則に基づき、来月、またお一人2000円を徴収させていただきたいと思っております。また、退任された岡本委員には2000円、昨年分としてお返しをさせていただきたいと思っております。

○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようですので、以上をもちまして、本日の予定案件は全て終了いたしました。

その他、全般的な事項についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

本日の農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、高橋昌規職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○高橋会長職務代理者

(高橋会長職務代理者あいさつ)

この議事録は、令和3年7月26日(月)開催の第12回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男